報告第3号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の 報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年6月8日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

処 分 事 項

和解

専決年月日	和解の相手方	事件の概要	和解事項
平成 27 年 3 月 26 日		平成 27 年 2 月 25 日午 前 9 時 40 分頃、羽曳にり、羽野にり、羽近の番地が直の地が直の地が直のでは、 では、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	(1) 本件事故に 音、10%、 10%、 10%、 10%、 10%、 本の相手方をと がしまする。 (2) 相手に関連、本の一人 大る。 (3) 事故に関金を支払方に関金を支払方に関金を支払方に関金を支払方に関金を支払方にのより。 (4) 本市はのままで、 (4) 本市はのままで、 乗する。

処 分 事 項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成 27 年 4 月 15 日	133,500円		平成27年3月24日午後4時35 夕上年後4時35 夕上年後4時市野号番19号に後野市野号に後野市野号に後田東北田で、公野・大田東北地で、公野・大田東北地で、野、大田東北地で、大田東は、田東は、田東は、田東は、田東は、田東は、田東は、田東は、田東は、田東は、	ては、市を

平成 27 年	69,236円	 平成 27 年 2 月 6	(1) 本件事故の
4月21日	05, 250 1	日午前 10 時 45 分	責任割合につい
4 月 21 日		 頃、羽曳野市島泉5	ては、市を50%、
		丁目1番20号付近	相手方を 50%と
		において、公用車が	する。
		直進時に脇道より	(2) 本市は、相手
		出てきた自転車と	方に対し事故に
		すれ違いざまに接	関する一切の損
		触し、自転車を損傷	害賠償金として
		及び怪我をさせた	左記金額を支払
		もの。	う。
			(3) 相手方は、本
			市に対しその余
			の請求権を放棄
			する。
			(4) 相手方は、本
			市に対し事故に
			関する一切の損
			害賠償金として
			2,565 円を支払
			l '
			う。
			(5) 本市は、相手
			方に対しその余
			の請求権を放棄
- 1		- 6	する。
平成 27 年	11,200円	平成 27 年 4 月 16	(1) 本件事故の
5月14日		日午前6時 30 分	責任割合につい
		頃、相手方が自家用	ては、市を 80%、
		車を運転し石川河	相手方を 20%と
		川敷内管理用道路	する。
		を北から南へ進行	(2) 本市は、相手
		中、道路に陥没があ	方に対し事故に
		り、右前輪が陥没箇	関する一切の損
		所にはまった為、右	害賠償金として
		前輪タイヤが損傷	左記金額を支払
		したもの。	う。
		5	(3) 相手方は、本
			市に対しその余
			の請求権を放棄
			する。
			y る。